



平成30年3月20日

社会保険労務士法人 リヴル総研

代表社員 奥村 繁子

事業主の皆様へ

日ごとに暖かさを感じられるようになり、桜のつぼみもほんのり色づいてきました。

さて今月は、障害者雇用義務、賃金台帳整備、マイナンバー利用に関してなどをお知らせいたします。

障害者雇用義務の対象に精神障害者も追加

平成30年4月1日から、障害者雇用義務の対象として、これまでの身体障害者、知的障害者に精神障害者が加わり、あわせて法定雇用率も変わります。

障害者の雇用により、以下のことが期待されます

共生社会の実現…障害に関係なく、意欲や能力に応じて、誰もが職業を通して社会参加できる「共生社会」の実現につながります

労働力の確保…障害者の「できること」に目を向け、活躍の場を提供することで、企業にとっても貴重な労働力の確保につながります。

生産性の向上…障害者がその能力を発揮できるよう職場環境を改善することで、他の従業員にとっても安全で働きやすい職場環境が整えられます。

12月の所報でもお知らせいたしましたが、**障害者の雇用義務の範囲が従業員50人以上から45.5人以上**に変わります。あわせて、**精神障害者である短時間労働者の算定方法も条件を満たせば0.5人から1人**に変わります。詳しくはリヴル総研までお問い合わせください。



『障害者トライアル雇用のご案内』

障害者を原則3か月間試行雇用することで、適正や能力を見極め、継続雇用のきっかけとしていただくことを目的とした制度です。

《助成金の支給額》

・**対象者1人当たり、月額最大4万円（最長3か月間）**

障害者トライアル雇用求人事前にハローワーク等に提出し、これらの紹介によって、対象者を原則3か月の有期雇用で雇い入れ、一定の要件を満たした場合、助成金を受け取ることができます。

・**精神障害者を初めて雇用する場合、月額最大8万円（最長3か月間）**

精神障害者を初めて雇用する場合は、月額最大8万円の助成金を受けることができます。また、精神障害者は最大12か月トライアル雇用期間を設けることができます。ただし、助成金の支給対象期間は3か月間に限ります。

他に特定求職者雇用開発助成金も、精神障害者が対象労働者にあてはまります。

詳しくはリヴル総研までお問い合わせください。

賃金台帳の整備について

賃金台帳の記載については法令により下記のとおり規定されております。各種助成金の支給申請の際に必要な賃金台帳は、適正に整備しましょう。

◆労働基準法第 108 条では

「使用者は、各事業場ごとに賃金台帳を調整し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他厚生労働省令で定める事項を賃金支払いの都度遅滞なく記入しなければならない。」と規定しております。

◆労働基準法施行規則第 54 条第 1 項では

「使用者は、法第 108 条の規定によって、次に掲げる事項を労働者各人別に賃金台帳に記入しなければならない。」と規定しております。(労働基準法施行規則第 54 条第 2～5 項に該当する場合を除く)

- ①氏名
- ②性別
- ③賃金計算期間
- ④労働日数
- ⑤労働時間数
- ⑥時間外労働時間数、休日労働時間数、深夜労働時間数
- ⑦基本給、手当、その他賃金に種類毎にその額
- ⑧賃金の一部を控除した場合はその額



◆記載すべき事項を記載していない場合は

- ・法令違反となります
- ・支給要件を満たしているか確認ができないため、助成金を支給できないこともあります。

◆適正に記入された賃金台帳の作成をお願いします

非常時の対策マニュアルを作成しましょう



労災が発生したときに、被害を最小限におさえるためにも、対策マニュアルを作成し、従業員にも周知・教育・訓練を行いましょう。

ここ最近、安全配慮義務違反に問われるニュースを見かけるようになりました。福井県の豪雪は、まだ記憶に新しいと思います。忘れないうちに、災害対策マニュアルを作成しませんか。

また、労災の上乗せ保険についても検討してみましょう。

雇用保険手続の際には必ずマイナンバーを記載！！

平成 30 年 5 月以降、マイナンバーの記載が必要な届出等についてマイナンバーの記載がない場合には補正のため返戻する場合があります。

※マイナンバーの記載が必要な届出等は以下のとおりです。

- ①雇用保険被保険者資格取得届
- ②雇用保険被保険者資格喪失届
- ③高年齢雇用継続給付支給申請
- ④育児休業給付支給申請
- ⑤介護休業給付支給申請

- ・①②⑤の届出等の際には、届出等にマイナンバーの記載をお願いします。
- ・③④の高年齢雇用継続給付、育児休業給付の初回申請時には申請書にマイナンバーの記載をお願いします。平成 28 年 1 月以降に初回申請を行った際にマイナンバーの届出を行っていない場合は、2 回目以降の申請時等の機会を捉え、個人番号登録・変更届をあわせてお持ちください。

※今、在籍している方のマイナンバーを頂いて下さい。従業員さんからマイナンバーを頂く際には、利用目的を伝えなければなりません。雛型が必要な方はリヴル総研にご連絡下さい。

◆マイナンバー取得時には、厳格な本人確認を行ってください

《本人確認の方法》

番号確認	身元（実在）確認
マイナンバーカード（マイナンバーカードは、番号確認と身元確認の両方に使えます）	
個人番号通知カード または 個人番号記載のある住民票 （住民票記載事項証明書）	a～c のいずれか a 以下の書類のいずれか一つ 運転免許証/運転経歴証明書/旅券/身体障害者手帳/精神障害者保健福祉手帳/療育手帳/在留カード/特別永住者証明書 b 以下の書類のいずれか一つ 写真付き身分証明書/写真付き社員証/官公署が発行した写真付き資格証明書など c a または b がいない場合は以下の書類から2つ以上 公的医療保険の被保険者証/年金手帳/児童扶養手当証書/特別児童扶養手当証書



扶養異動届について

新年度より、お子さんが社会人になり扶養しなくなった場合はご連絡下さい。また、保険証の回収もよろしくお願いいたします。

給与計算の際ご注意ください

3 月から健康保険料率が変わっています。保険料の控除が翌月徴収となっている事業所は 4 月から変更になりますので、ご注意ください。



奥村社長のおススメ

奥村繁子がおススメします、『やんばる^{いろは}彩華』のアセロラ化粧品です。果実の中でもビタミンCの含有量がダントツに多いアセロラは、美肌や美白効果、抗酸化作用に注目が集まるスーパーフード。

『赤い果実のピーリングジェル』を使って古い角質や毛穴の汚れをすっきり落とします。2,800円(税別)。

『赤い果実のウォータージェルクリーム』がお肌の角質層まで浸透、天然由来の成分で、やさしく肌の潤いを高めます。4,000円(税別) 気になる方は、ぜひリヴル総研にお問い合わせ下さい。



今月のお庭の話

大雪の被害がありました2月を乗り越え、無事に3月を迎えることが出来ました。心配していた花壇ですが、プランターの破損やバラ等の植物が折れました。しかし雪に埋もれている中、頑張っ^て芽を多く出しているツルバラがあり、その生命力に驚きました。駄目になったバラは一つだけありましたが、それ以外は大丈夫で良かったです。チューリップの球根も、春に向けて芽を出してきました。寒い季節も終わり、いよいよ春が始まります。リヴルガーデンを楽しんで見て頂けるよう、手入れを頑張っていきます。よろしくお願^いいたします。



雪に負けないツルバラ！！



何色のチューリップが咲くでしょう



私たちは総務のお仕事助け隊です！ よろず相談所リヴル総研！！

社会保険労務士法人リヴル総研
奥村繁子行政書士事務所
〒910-0347 福井県坂井市丸岡町熊堂 3-7-1-19
T e l 0 7 7 6 - 6 8 - 1 6 0 0
F a x 0 7 7 6 - 6 8 - 1 6 1 0

※無断転用を禁じます